

## 久留米市水道施設最適化基本構想検討業務プロポーザル実施要項

### 1. 目的

本要項は、「久留米市水道施設最適化基本構想検討業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

久留米市水道施設最適化基本構想検討業務

#### (2) 業務内容

久留米市が保有する水道施設の最適化案を「福岡県水道広域化推進プラン」の内容も検討内容に含めた上で、広域的な視点でとらえ本市の水道施設における最適な施設規模・配置等を検討する業務。（詳細は「久留米市水道施設最適化基本構想検討業務仕様書」のとおり）

#### (3) 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月15日まで

#### (4) 業務場所

久留米市全域

### 3. 価格提案金額の上限

価格提案金額の上限は、72,010,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない）とする。

### 4. 支払条件

#### (1) 出来高予定割合

各年度の出来高予定割合は、概ね次の割合による。

令和6年度 30%、令和7年度 20%、令和8年度 50%

#### (2) 前払金 無し

#### (3) 部分払 令和6年度 1回、令和7年度 1回

### 5. 実施形式

公募型

### 6. スケジュール

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 令和6年6月7日（金）              | 公示日          |
| 令和6年6月7日（金）～令和6年7月19日（金） | 仕様書等の提供期間    |
| 令和6年6月7日（金）～令和6年6月21日（金） | 質問書の提出期間     |
| 令和6年6月28日（金）までに回答        | 質問書に対する回答    |
| 令和6年6月7日（金）～令和6年7月19日（金） | 提出書類の受付期間    |
| 令和6年7月26日（金） 【予定】        | 資格審査・結果通知    |
| 令和6年8月上旬～8月中旬 【予定】       | プレゼンテーションの実施 |
| 令和6年8月中旬～8月下旬 【予定】       | 候補者選定の審議     |
| 令和6年8月下旬～9月上旬 【予定】       | 審査結果通知書の送付   |
| 令和6年9月上旬～9月中旬 【予定】       | 契約締結         |

### 7. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る）
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと
- (8) 福岡県内に本店、もしくは支店・営業所等（以下、「営業所等」という。）を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和 50 年 4 月 1 日久留米市規則第 9 号）第 16 条第 3 項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に営業所等が登載されている者であること。
- (9) 名簿に申請業種として、上水道設計が登録で登載されている者であること。
- (10) 予定管理技術者は発注者から直接受託した業務として平成 26 年度以降に水道法（昭和 32 年法律第 177 号）における水道施設（浄水場、送配水施設を含む）を対象とした最適化・再構築に関する検討業務を技術者として行った実績を有し、過去 3 ヶ月にわたり、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、福岡県内の事業所に在籍している者であること。
- (11) 予定管理技術者は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）における技術部門の中で上下水道部門（選択科目「上水道及び工業用水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目「上水道及び工業用水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者、またはこれと同等の能力と経験を有する者であること。

## 8. 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式 2）を電子メールに添付して、「18. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問書受付期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 期限

令和 6 年 6 月 21 日（金）17 時 15 分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和 6 年 6 月 28 日（金）17 時 15 分までに、質問書（様式 2）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて質問者匿名にて市ホームページに掲載する。

## 9. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

| 提出書類                                        | 部数  |
|---------------------------------------------|-----|
| ア 参加申込書等の提出書類                               |     |
| ①参加申込書（様式 1）                                | 1 部 |
| ②参加資格に係る申立書（様式 3）                           | 1 部 |
| ③同種業務実績表（様式 4）                              | 1 部 |
| ④予定管理・照査技術者業務実績調書（様式 5）<br>及び保有資格の全てを証明する書類 | 1 部 |

| イ 企画提案書等の提出書類     |                                                 |                                                                      |
|-------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ①企画提案書（様式 6）      |                                                 | 1 部<br>※正本に添付                                                        |
| ②業務実施体制書（様式 7）    |                                                 | 14 部<br>（正本 1 部・<br>副本 13 部）<br>+ CD-R 1 枚<br><br>※副本に会社名<br>は入れないこと |
| ③実施方針             | （様式自由、③～⑥までをあわ<br>せてA 3 版 2 枚（片面）以内<br>にまとめること） |                                                                      |
| ④実施手順             |                                                 |                                                                      |
| ⑤工程計画             |                                                 |                                                                      |
| ⑥特定テーマに対する提案      |                                                 |                                                                      |
| ⑦価格提案書（様式自由、押印不要） |                                                 |                                                                      |

⑦価格提案書については提案する仕様書に基づき実施項目の費用が分かるように  
内訳、根拠（員数等）を記載すること。

## (2) 提出期間及び時間

令和 6 年 7 月 1 9 日（金） 1 7 時 1 5 分まで（必着）。

## (3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、  
(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

## (4) 提出先

「1 8. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

# 1 0. 企画提案書の作成方法

## (1) 企画提案書の作成方法

ア 様式 「9. 参加申込の手続き」(1)提出書類 のとおり

イ 文字 フォントサイズ 1 1 ポイント以上・横書き

ウ 提出部数 1 4 部（正本 1 部、副本 1 3 部）

なお、副本 1 3 部は、会社名が判明できる記載は一切行わないこと。

上記のほか、企画提案書(副本)の電子データを CD-R 等に格納し提出。

エ 制限枚数 ③実施方針～⑥特定テーマに対する提案は A 3 版 2 枚以内にまとめる  
こととする。

なお、片面印刷とし、A 4 サイズに折りたたむこと。

## (2) 構成とポイント

ア 企画提案書は、下表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、文章等で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚  
数の範囲に収めること。

エ 企画提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

|   | 構成                  | ポイント                                            |
|---|---------------------|-------------------------------------------------|
| 1 | 実施方針及び<br>実施手順・工程計画 | 本市の状況、課題等を踏まえた業務の実施方針、実施手順等<br>を記載のこと。          |
| 2 | 業務遂行体制              | 業務を迅速かつ的確に実施するための、人員配置、担当者の<br>実績・資格等について記載のこと。 |
| 3 | 追加提案                | その他、見積上限金額の範囲内において、本市にとって有効<br>な提案があれば記載のこと。    |
| 4 | 業務実績                | 本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイ<br>ントとともに記載のこと。     |

### (3) 特定テーマについて

提案を求めるテーマは、以下のとおりである。

#### 【特定テーマ 1】

『本市水道施設の最適化の検討について』

○将来人口の減少等による水需要の減少や施設の老朽化等の課題に対応した水道施設の規模・配置等における最適化・再構築を検討するにあたり、より効果的で実行性の高い構想にするための手法や検討方法について提案を求めるものである。

#### 【特定テーマ 2】

『自然災害時の給水を可能な限り確保するための施策検討について』

○近年頻発する台風・集中豪雨による風水害や地震などの自然災害に強い水道を実現するために検討すべきハード・ソフト面の施策やその検討方法について提案を求めるものである。

## 1 1. 企画提案の審査方法

提出書類等については、プレゼンテーション実施の後に、本プロポーザル審査委員会にて審査する。

### (1) プレゼンテーションの実施

- ①実施日 令和6年8月上旬～8月中旬 予定
- ②実施場所 参加事業者に対して別途通知する
- ③提案時間 15分以内
- ④質疑応答 10分以内
- ⑤参加人数 5人以内（説明は本業務の予定管理技術者が行うこと）
- ⑥留意事項
  - ア プレゼンテーションで使用する資料は事前に提出した「9. 参加申込の手続き」（1）イの③実施方針～⑥特定テーマに対する提案に基づく説明とし、それ以外の資料の使用は一切認めない。
  - イ パソコン画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。ただし、パソコンは参加事業者が用意すること。
  - ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名（会社名を判別できる表示を含む）の記載は行わないこと。
  - エ プレゼンテーションにおける説明者は予定管理技術者が行うこととするが、質問に対する回答については、説明者以外の発言も認める。
  - オ プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書の内容をより詳細に把握し、適切に候補者を選定できるように行うものであるため、プレゼンテーションそのものは評価の対象としない。

(2) 企画提案書の評価項目、評価内容、ならびに配点

| 評価項目                  |               |     | 評価内容                                                                              | 配点    |
|-----------------------|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 業務体制<br>予定技術者の実績及び    | 予定管理技術者の実績    |     | 同種業務の担当実績・回数は充分なものか。<br>（管理技術者か担当技術者か）                                            | 5 点   |
|                       |               |     | 同種業務の事業体規模実績は充分なものか                                                               | 5 点   |
|                       |               |     | 業務に適した資格を有しているか                                                                   | 5 点   |
|                       | 予定照査技術者の実績    |     | 同種業務の担当実績・回数は充分なものか。<br>（照査技術者か管理技術者、担当技術者か）                                      | 5 点   |
|                       |               |     | 同種業務の事業体規模実績は充分か                                                                  | 5 点   |
|                       |               |     | 業務に適した資格を有しているか                                                                   | 5 点   |
|                       | 業務体制          |     | 迅速かつ的確に業務を行うための業務体制（予定担当技術者の技術士選択科目総数や配置人員数）が充実しているか。                             | 10 点  |
| 実施方針<br>実施手順・<br>工程計画 | 実施方針          |     | 本市の地域特性や諸条件を理解し、本業務に対する目的、内容の理解度が高いか。                                             | 5 点   |
|                       | 実施手順・<br>工程計画 |     | 実施手順を示す実施フローや工程等は妥当なものとなっているか。                                                    | 5 点   |
| 特定テーマに対する技術提案         | 特定テーマ①        | 的確性 | 本市水道施設の最適化の検討において着眼点や問題点、解決方法等が合理的かつ論理的に整理されており、業務を遂行するにあたって有効性が高いか。              | 20 点  |
|                       |               | 実現性 | ・ 具体的かつ説得力がある提案となっているか。<br>・ 提案内容の裏付けなど実現性が示されているか。                               | 20 点  |
|                       | 特定テーマ②        | 的確性 | 自然災害時の給水を可能な限り確保するための施策検討についての着眼点、問題点、解決方法等が合理的かつ論理的に整理されており、業務を遂行するにあたって有効性が高いか。 | 20 点  |
|                       |               | 実現性 | ・ 具体的かつ説得力がある提案となっているか。<br>・ 提案内容の裏付けなど実現性が示されているか。                               | 20 点  |
| 価格提案以外の合計（上記の合計）      |               |     |                                                                                   | 130 点 |
| 価格提案                  |               |     |                                                                                   | 200 点 |

(3) 評価基準及び評価点の算出方法

| 評価基準          | 評価値 |
|---------------|-----|
| 優れている         | 5 点 |
| やや優れている       | 4 点 |
| 普通（通常想定される程度） | 3 点 |
| やや劣る          | 2 点 |
| 劣る            | 1 点 |

#### 評価点の算出方法

- ア 各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。
  - ・ 各評価点＝配点×評価値
  - ・ 価格項目の配点×（全ての提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）
- イ アで算定した全ての評価者の評価点を合計する。

※ 評価最高点＝130点×5点＋200点×1/1＝850点

### 1 2. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、評価者ごとの評価点の合計が最も高い者を候補者とし、次点のものを自順位候補者とする。なお、合計点が同じ場合は下記の順で特定するものとする。

- 1) 「評価テーマに対する技術提案」の合計得点が高いもの
- 2) 「価格提案」の点数が高いもの
- 3) 「予定技術者の実績及び業務体制」の合計得点が高いもの

ただし、合計評価点が最低水準点（6割）を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

### 1 3. 企画提案の審査結果の通知

#### (1) 通知方法

企画提案書等を提出し、プレゼンテーションに参加した（失格者を除く）全ての者に文書にて通知する。

#### (2) 通知時期

令和6年8月下旬～9月上旬 頃

### 1 4. 失格事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、指定様式等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が、「3. 価格提案金額の上限」に記載する見積金額の上限を超過した場合。

### 1 5. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

### 1 6. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が与える恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 17. その他

### (1) 参加辞退の場合

参加申込書提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18. 問い合わせ先」に提出すること。

### (2) 提出書類

ア 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (4) 異議申立

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

## 18. 問い合わせ先

〒839-8501 久留米市合川町2190番地3

久留米市企業局上下水道部上水道整備課（担当：兼岡、薄）

電話 0942-30-8524 ファクシミリ 0942-38-2694

電子メールアドレス [suidoken@city.kurume.lg.jp](mailto:suidoken@city.kurume.lg.jp)

※電話は平日の8：30～17：15のみ